

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の日曜日)

目 次

◇ 告 示 昭和五十六年度鳥取県一般会計補正予算等
昭和五十七年度鳥取県一般会計予算等

告 示

鳥取県告示第二百七十五号

昭和五十七年二月定例県議会で二月十五日議決された昭和五十六年度鳥取県一般会計補正予算、昭和五十六年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、昭和五十六年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和五十六年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和五十六年度鳥取県営管境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和五十六年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計補正予算、昭和五十六年度鳥取県営電気事業会計補正予算、昭和五十六年度鳥取県営工業用水道事業会

計補正予算、昭和五十六年度鳥取県管理立事業会計補正予算、昭和五十六年度鳥取県観光施設事業会計補正予算及び昭和五十六年度鳥取県管病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十七年三月十六日

鳥取県知事 平 林 三

昭和56年度鳥取県一般会計補正予算

昭和56年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 519,066千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,585,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第87号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計	
款		千円	千円	千円	
1 県 税	1 県 民 税	7,640,048	△54,074	7,585,974	
	2 事 業 税	7,592,287	△ 269,093	7,323,194	
	5 娯楽施設利用税	274,427	23,002	297,429	
	6 料理飲食等消費 税	3,113,061	△ 185,389	2,927,672	
	7 自 動 車 税	4,282,149	24,191	4,306,340	
	8 鉱 区 税	5,064	△ 548	4,516	
	9 狩猟者登録税	23,360	△ 571	22,789	
	10 自動車取得税	1,531,184	79,966	1,611,150	
	11 軽油引取税	2,793,025	114,082	2,907,107	
	12 入 猟 税	18,210	△ 464	17,746	
	3 地方交付税	70,233,869	818,767	71,052,456	
	1 地方交付税	70,233,869	818,767	71,052,456	
4 交通安全対策 特別交付金	1 交通安全対策特 別交付金	147,648	2,895	150,543	
		4,075,028	△13,930	4,061,098	
	5 分担金及び負 担金	1 分 担 金	1,354,810	△44,714	1,310,096
		2 負 担 金	2,720,218	30,784	2,751,002
	6 使用料及び手 数料	1 使 用 料	2,437,607	△42,685	2,394,922
		2 手 数 料	729,885	△ 2,171	727,714
	7 国庫支出金	1 国庫負担金	23,296,257	33,584	23,329,791
		2 国庫補助金	53,352,614	△ 345,136	53,007,478
		3 委 託 金	800,884	△17,698	783,186
	8 財産収入	1 財産運用収入	1,805,230	23,702	1,828,932
		2 財産売却収入	707,858	26,702	734,560
		9 寄 附 金	206,205	12,018	218,223

10 歳 入 金	1 寄 附 金	206,205	12,018	218,223
	2 特別会計繰入金	4,778,656	1,772,422	6,551,078
	3 基金繰入金	998,656	10,922	409,578
	4 基金繰入金	4,380,000	1,761,500	6,141,500
	5 公営企業貸付金 元利収入	24,717,719	△ 1,410,886	23,306,833
	6 貸付金元利収入	3,264,311	△ 468,490	2,795,821
	7 貸付金元利収入	18,328,808	△ 887,879	17,440,929
	8 受託事業収入	558,914	△ 64,617	494,297
	9 収益事業収入	442,400	△ 46,020	396,470
	10 雑 入	1,863,459	56,120	1,919,579
	11 債 債	23,454,000	△ 1,081,000	22,373,000
	12 債 債	23,454,000	△ 1,081,000	22,373,000
	歳 入 合 計	243,054,276	△ 519,066	242,535,210
歳 出 款	補正前の額	千円 735,149	千円 △ 24,349	千円 710,800
	補 正 額			
	計			
	議 会 費			
2 総 務 費	1 議 会 費	735,149	△ 24,349	710,800
	2 総務管理費	13,163,004	1,389,261	14,552,265
	3 企 画 費	8,587,528	1,172,573	9,760,101
	4 徵 税 費	753,213	194,640	947,853
	5 市町村振興費	1,366,088	△ 23,883	1,342,205
	6 選 挙 費	1,050,588	80,114	1,130,702
	7 防 災 費	967,170	△ 18,085	349,085
	8 統 計 調 査 費	610,166	△ 7,006	603,160
	9 統計調査費	243,631	△ 4,101	239,530
	10 人事委員会費	90,453	△ 3,700	86,753
	11 監 査 委 員 費	94,167	△ 1,291	92,876
	12 民 生 費	14,064,516	△ 817,479	13,247,037
	3 衛 生 費	1 社会福祉費	6,853,665	△ 363,887
2 児童福祉費		4,509,854	△ 197,148	4,312,706
3 生活保護費		2,686,203	△ 256,444	2,429,759
4 衛生費	9,569,383	△ 94,794	9,474,589	

5 勞 働 費	1 公衆衛生費	3,469,201	△ 157,167	3,312,034
	2 環境衛生費	531,354	△ 26,419	504,935
	3 保健所費	1,220,012	△ 29,168	1,190,844
	4 医薬費	4,348,816	117,960	4,466,776
6 農林水産業費	1 労働費	1,253,557	△ 41,733	1,211,824
	2 職業訓練費	309,623	△ 279	309,344
	3 失業対策費	542,322	△ 30,443	511,879
	4 労働委員会費	314,933	△ 9,821	305,112
7 商 工 費	1 農 業 費	86,679	△ 1,190	85,489
	2 畜 産 業 費	43,584,497	△ 975,305	42,609,192
	3 農 地 費	12,991,018	△ 392,962	12,598,056
	4 林 業 費	2,207,193	△ 20,206	2,186,987
	5 水 産 業 費	16,608,153	△ 459,159	16,148,994
8 土 木 費	1 水 産 業 費	7,682,452	△ 72,382	7,610,070
	2 水 産 業 費	4,095,681	△ 30,596	4,065,085
	1 商 業 費	18,758,712	△ 1,921,129	16,837,583
	2 工 鉱 業 費	9,804,636	△ 19,799	9,784,837
	3 観 光 費	8,884,571	△ 1,900,830	6,983,741
	4 道路橋りょう費	69,505	△ 500	69,005
9 警 察 費	1 土木管理費	57,046,950	399,196	57,446,146
	2 道路橋りょう費	712,285	△ 2,451	709,834
	3 河川海岸費	23,267,853	154,773	23,422,626
	4 港 湾 費	15,648,975	2,286	15,651,261
	5 都市計画費	5,009,087	△ 12,634	4,996,453
	6 住 宅 費	9,865,006	274,363	10,139,369
10 教 育 費	1 警察管理費	2,543,744	△ 17,141	2,526,603
	2 警察活動費	9,683,563	580,858	10,264,421
	1 警察管理費	8,516,083	579,305	9,095,388
7 商 工 費	2 警察活動費	1,167,480	1,553	1,169,033
	1 教育総務費	51,131,317	1,258,723	52,390,040
7 商 工 費	2 小学校費	6,138,981	△ 363,223	5,775,758
	2 小学校費	18,443,341	724,183	19,167,524

11 災害復旧費	7 保健体育費	654,038	△26,336	627,702
	6 社会教育費	1,508,015	△28,083	1,479,932
	5 特殊学校費	2,203,163	97,626	2,300,789
12 公債費	4 高等学校費	13,260,218	490,529	13,750,747
	3 中学校費	8,923,561	364,027	9,287,588
	2 土木施設災害復旧費	4,259,551	△170,375	4,089,176
13 諸支出金	1 農林水産施設災害復旧費	1,080,099	47,077	1,127,176
	1 公債費	16,974,688	51,659	17,026,347
	1 公宮企業支出金	525,227	△284,424	240,803
歳 出 合 計	2 娯楽施設利用税交付金	105,825	7,317	113,142
	3 自動車取得税交付金	1,018,238	76,431	1,094,669
	243,054,276	△519,066	242,535,210	

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	国民体育大会施設整備費	25,223 千円
	4 衛生費	1 公衆衛生費	449,192
6 農林水産業費	1 畜産業費	畜産指導費	104,893
	2 畜産業費	揮発油税身替農道事業費	35,378
	3 農地費	土地改良総合整備事業費	10,823
8 土木費	5 水産業費	単単土地改良事業費	2,500
	2 道路橋りょう費	水産業同和対策事業費	8,952
	3 河川海岸費	単県道路改良事業費	2,580
4 港湾費	港 湾 修 築 事 業 費	橋りょう架換事業費	9,900
		河川改良事業費	262,700
		河川災害関連事業費	29,630
4 港湾費	港 湾 修 築 事 業 費	河川災害復旧助成事業費	23,998
		河川改修事業費	1,330

5	都市計画費	総合運動公園整備事業費	43,650
11	災害復旧費	2土木施設災害復旧費	34,746
		54年建設災害復旧費	13,000
		55年建設災害復旧費	118,924
計			1,227,419

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額	千円
財団法人鳥取県農業開発公社農用地取得資金借入金損失補償	昭和56年度から昭和57年度まで	損失補償契約に定める損失補償する日のできるまで	協賛元本178,281千円について損失補償契約に定められた最終償還期限到来後10か月を経過した日において社団法人全日本を地保有合理化協会が弁済を受けけることができればなかつたの合計額に相当する金額
56年建設災害復旧費	昭和56年度から昭和57年度まで		35,000
倉吉市歴史民俗資料館建設費補助	昭和56年度から昭和59年度まで		121,680
米子市宮東山運動公園水泳施設整備費補助	昭和56年度から昭和58年度まで		127,114

変 更

第4表 地方債補正

補 正 前	補 正 後				
事 項	期 間	限度額	事 項	期 間	限度額
地域特別分譲住宅購入資金利子補給	昭和56年度から昭和61年度まで	千円 14,751	地域特別分譲住宅購入資金利子補給	昭和56年度から昭和62年度まで	千円 10,588

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債の利率 %	限度額 千円	起債の利率 %
国民体育大会準備費	111,000		110,000	
消防指導費	397,000		503,000	
米子軽費老人施設費	342,000		350,000	
健康増進センター事業費	488,000		531,000	
医 務 費	123,000		63,000	
土地改良費	1,544,000		1,491,000	
肥壘及び閉結事業費	21,000		19,000	
沿岸漁場整備開発費	91,000		92,000	
中小企業振興費	828,000		50,000	

土木総務費	320,000		249,000			
河川改良費	2,662,000		2,679,000			
公園費	769,000		797,000			
下水道費	446,000		486,000			
公営住宅建設事業費	811,000		796,000			
教育振興費	195,000		198,000			
教育財産管理費	2,575,000		2,258,000			
文化財保護費	94,000		96,000			
林道施設災害復旧費	1,000		0			
治山施設災害復旧費	3,000		2,000			
海港施設災害復旧費	75,000		74,000			
建設災害復旧費	1,244,000		1,174,000			
港湾災害復旧費	30,000		28,000			
直轄河川事業費	394,000		401,000			
直轄港湾事業費	184,000		185,000			
直轄災害復旧費	12,000		74,000			

計	23,454,000		22,873,000		
---	------------	--	------------	--	--

昭和56年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

昭和56年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,355千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 488,197千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収入	1 用品調達事業収入	千円	千円	千円
		494,894	△22,770	472,124
	3 集中管理事業収入	230,981	△25,440	205,541
3 繰越金	1 繰越金	252,310	2,670	254,980
		12,508	△ 1,585	10,923
歳 入 合 計	歳 入 合 計	507,552	△24,355	483,197

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		1 用品調達事業費	千円 489,986	千円 △20,711	千円 469,275
		3 集中管理事業費	252,310	2,670	254,980
		1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,743,664千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,603,067千円とする。	225,922	△23,381	202,541
2 諸 支 出 金		3,000	10,922	13,922	
3 予 備 費		1 繰 出 金	3,000	10,922	13,922
		1 予 備 費	14,566	△14,566	0
歳 出	合 計		507,552	△24,355	483,197

昭和56年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

昭和56年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,743,664千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,603,067千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 42,959	千円 △42,959	千円 0
	1 国庫補助金	42,959	△42,959	0
2 繰 入 金		1,821,519△	1,062,936	758,583
	1 一般会計繰入金	1,821,519△	1,062,936	758,583
3 繰 越 金		17,829	264,224	282,053
	1 繰 越 金	17,829	264,224	282,053
4 諸 収 入		1,715,534	△88,883	1,626,651
	2 貸付金元利収入	1,713,663	△88,883	1,624,780
5 県 債		2,748,890	△ 813,110	1,935,780

1 県債	2,748,890	△ 813,110	1,935,780
歳入合計	6,346,731	△ 1,743,664	4,603,067

歳出	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		千円	千円	千円
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	6,346,731	△ 1,743,664	4,603,067
歳出合計		6,346,731	△ 1,743,664	4,603,067

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 中小企業近代化資金貸付事業費			千円
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	中小企業高度化資金貸付事業	683,670
計			683,670

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の利率の方法	限度額	起債の利率の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 2,748,890	%	千円 1,935,780	%
計	2,748,890		1,935,780	

昭和56年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和56年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,895千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 331,201千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)
- 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1 国庫支出金		1 国庫補助金	3,271	2,712	5,983
			千円 3,271	千円 2,712	千円 5,983
2 財産収入		1 財産売払収入	20,808	△ 728	20,080
			千円 20,808	千円 △ 728	千円 20,080
			2 財産運用収入	2	63
			千円 2	千円 63	千円 65
3 繰入金			115,963	△ 4,890	111,073

4 繰越金	1 繰越金	115,963	△ 4,890	111,073	
	1 繰越金	42,344	933	43,277	
5 諸収入	1 雑収入	36,920	2,868	39,788	
	2 受託事業収入	0	80	80	
	6 県債	109,000	2,000	111,000	
歳入	1 県債	109,000	2,000	111,000	
	合計	328,306	2,895	331,201	
歳出	款 項	1 県営林事業費	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
		1 職員費	89,426	4,213	93,639
		5 公有林野分収造林事業費	530	△ 265	265
		6 管理事業費	21,296	289	21,585
		2 公債費	32,332	△ 1,342	30,990

1 公債費	32,332	△ 1,342	30,990
歳出合計	328,306	2,895	331,201

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債利率の方法	限度額	起債利率の方法
県営林事業費	千円 109,000	%	千円 111,000	%
計	109,000	△	111,000	△

昭和56年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和56年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,343千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 708,902千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	修正前の額	修正額	計
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 127,731	千円 △ 1,387	千円 126,344
2 国庫支出金		133,075	△ 482	132,593
	1 国庫補助金	133,075	△ 482	132,593
4 繰越金		30,788	△ 1,117	29,671
	1 繰越金	30,788	△ 1,117	29,671
5 諸収入		25,601	△ 6,357	19,244
	1 雑収入	25,601	△ 6,357	19,244
歳入	合計	718,245	△ 9,343	708,902
歳出				
1 事業費		千円 650,733	千円 △ 3,899	千円 646,834
	1 事業費	650,733	△ 3,899	646,834
2 公債費		67,512	△ 5,444	62,068
	1 公債費	67,512	△ 5,444	62,068

歳出	合計	718,245	△ 9,343	708,902
----	----	---------	---------	---------

昭和56年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計修正予算

昭和56年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計の修正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の修正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 120,124千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 162,824千円とする。

2 歳入歳出予算の修正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに修正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算修正」による。

第1表 歳入歳出予算修正

款	項	修正前の額	修正額	計
1 事業収入		千円 42,685	千円 2,292	千円 44,977
	1 事業収入	42,685	2,292	44,977
2 諸収入		15	39	54
	1 雑収入	15	39	54
3 繰入金		0	117,286	117,286

1	一般会計繰入金	0	117,286	117,286
4	繰越金	0	507	507
	1 繰越金	0	507	507
歳入	合計	42,700	120,124	162,824

歳 出

1	有料道路大山環状道路事業費	千円 30,646	千円 72,887	千円 103,483
	1 有料道路大山環状道路事業費	30,646	72,887	103,483
2	公債費	12,054	47,287	59,341
	1 公債費	12,054	47,287	59,341
歳出	合計	42,700	120,124	162,824

昭和56年度鳥取県営電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和56年度鳥取県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量の補正)

第2条 昭和56年度鳥取県営電気事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(5) 賀祥発電所調査費	1,500千円	△1,500千円	0千円
(収益的支出の補正)			

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			

第1款 電気事業費 738,419千円 2,629千円 741,048千円

第2項 営業外費用 102,579千円 910千円 103,489千円

第3項 特別損失 0千円 1,719千円 1,719千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつて書中「172,296千円」を「170,942千円」に、「7,843千円」を「6,489千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			

第1款 資本的収入 1,274,512千円 △25,146千円 1,249,366千円

第1項 企業債 1,087,000千円 △21,000千円 1,066,000千円

第3項 建設助成金 187,501千円 △4,146千円 183,355千円

支 出

第1款 資本的支出 1,446,808千円 △26,500千円 1,420,308千円

第1項 建設改良費 1,288,831千円 △26,500千円 1,262,331千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中「1,087,000千円」を「1,066,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	408,666千円	2,251千円	410,917千円
(利益剰余金の処分の補正)			

第7条 予算第8条中「7,849千円」を「6,489千円」に改める。

昭和56年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和56年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 昭和56年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	118,324千円	△10,000千円	108,324千円
第1項 企業債	100,000千円	△10,000千円	90,000千円
第1款 資本的支出	225,994千円	△10,000千円	215,994千円
第1項 建設改良費	107,568千円	△10,000千円	97,568千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条中「100,000千円」を「90,000千円」に改める。

昭和56年度鳥取県営埋立事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和56年度鳥取県営埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和56年度鳥取県営埋立事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(2) 境港外港竹内地区埋立事業工事費	2,565,089千円	△824,855千円	1,740,234千円
(収益的収入及び支出の補正)			

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 埋立事業収益	246,630千円	148,162千円	394,792千円
第1項 営業収益	240,147千円	148,162千円	388,309千円
第1款 埋立事業費	256,594千円	19,748千円	270,277千円
第1項 営業費用	185,433千円	7,995千円	193,428千円
第2項 営業外費用	71,101千円	5,748千円	76,849千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつて書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 461,706千円は当年度分損益勘定留保資金 82,409千円、当年度利益剰余金処分額124,515千円及び一時借入金254,782千円で措置するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	2,853,457千円	△1,112,931千円	1,740,526千円
第1項 企業債	2,456,000千円	△829,000千円	1,627,000千円

款	項	事業名
1 資本的支出	1 建設改良費	境港外港竹内地区埋立事業

第3項 の借入金	他会計から の借入金	第4項 建設収入	支	出
288,000千円	△288,000千円	108,259千円	4,069千円	112,328千円
第1款 資本的支出	3,315,087千円	△1,112,855千円	2,202,232千円	
第1項 建設改良費	2,566,287千円	△824,855千円	1,741,432千円	
第3項 の借入金 還金	288,000千円	△288,000千円	0千円	

(継続費の補正)

第5条 昭和54年度鳥取県管理立事業会計補正予算中第4条継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

総額	年度	年割額
20,659,000千円	49年度	134,110千円
	50年度	168,064千円
	51年度	81,900千円
	52年度	693,240千円
	53年度	2,810,266千円
	54年度	2,772,527千円
	55年度	2,620,119千円
	56年度	1,740,234千円
	57年度	1,400,018千円
	58年度	3,406,485千円
	59年度	2,455,560千円
	60年度	2,376,477千円

(企業債の補正)

第6条 予算第5条中「2,456,000千円」を「1,627,000千円」に改める。

(一時借入金)の補正)

第7条 予算第6条中「2,747,000千円」を「1,918,000千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち 124,515千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

昭和56年度鳥取県観光施設事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和56年度鳥取県観光施設事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和56年度鳥取県観光施設事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 観光施設事業収益	124,028千円	△1,396千円	122,632千円
第1項 営業収益	34,489千円	△6,143千円	28,346千円
第2項 営業外収益	227千円	1,171千円	1,398千円
第3項 他会計からの借入金	89,312千円	△78,090千円	11,222千円

第4項 他会計からの長期借入金 0千円 81,666千円 81,666千円

第1款 観光施設事業費 218,059千円 △73,515千円 144,544千円

第1項 営業費用 61,168千円 4,575千円 65,743千円

第3項 他会計からの借入金償還金 89,312千円 △78,090千円 11,222千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文かつて書を割り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

第1款 資本的収入 102,400千円 0千円 102,400千円

第1項 他会計からの借入金 102,400千円 △102,400千円 0千円

第2項 他会計からの長期借入金 0千円 102,400千円 102,400千円

第1款 資本的支出 204,800千円 △102,400千円 102,400千円

第2項 他会計からの借入金償還金 102,400千円 △102,400千円 0千円

昭和56年度鳥取県宮病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和56年度鳥取県宮病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和56年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 年間外来患者数	315,075人	△5,940人	309,135人
(5) 一日平均外来患者数	1,061人	△20人	1,041人
(6) 主要な建設改良事業 医療機器備品	112,000千円	△3,784千円	108,216千円

(収益的收入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	6,465,550千円	△98,751千円	6,366,799千円
第1項 医業収益	5,747,385千円	△181,712千円	5,565,673千円
第2項 医業外収益	675,809千円	82,961千円	758,770千円
支 出			
第1款 病院事業費用	6,849,898千円	△95,285千円	6,754,613千円
第1項 医業費用	6,469,133千円	△99,137千円	6,369,996千円
第2項 医業外費用	308,465千円	436千円	308,901千円
第3項 特別損失	72,300千円	3,466千円	75,766千円

(資本的收入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)

第1款 資本的收入

第3項 企業債

第4項 補助金

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
2,040,146千円	△3,784千円	2,036,362千円
104,000千円	△21,000千円	83,000千円
6,000千円	17,216千円	23,216千円

第1款 資本的支出

第1項 建設改良費

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中「104,000千円」を「83,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	3,583,647千円	△106,718千円	3,476,929千円

鳥取県告示第百七十六号

昭和五十七年二月定例県議会が二月十五日議決された昭和五十七年度鳥取県一般会計予算、昭和五十七年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和五十七年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和五十七年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十七年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十七年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和五十七年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和五十七年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、昭和

五十七年度鳥取県営林事業特別会計予算、昭和五十七年度鳥取県営環境
 港水産施設事業特別会計予算、昭和五十七年度鳥取県沿岸漁業改善資金助
 成事業特別会計予算、昭和五十七年度鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会
 計予算、昭和五十七年度鳥取県営駐車場事業特別会計予算、昭和五十七
 年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和五十七年度鳥取県立学
 校水産実習船実習特別会計予算、昭和五十七年度中海地区新産業都市建設
 協議会特別会計予算、昭和五十七年度鳥取県管電氣事業会計予算、昭和五
 十七年度鳥取県管工業用水道事業会計予算、昭和五十七年度鳥取県管理立
 事業会計予算、昭和五十七年度鳥取県管観光施設事業会計予算及び昭和五
 十七年度鳥取県管病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭和五十七年三月十六日

鳥取県知事 平 林 寛 三

昭和57年度鳥取県一般会計予算

昭和57年度鳥取県的一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 283,835,000千円と定
 める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入
 歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を

負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債
 務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第280条第1項の規定により起すことができる地方
 債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3
 表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第285条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ
 の最高額は、25,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項
 の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除
 く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれら
 の経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款		項	金 額	
1 県	税		千円 31,414,517	
		1 県 民 税		8,402,928
		2 事 業 税		7,758,852

2 地方譲与税	3 不動産取得税	1,566,685	4 交通安全対策特別交付金	179,165			
	4 県たばこ消費税	1,359,609		1 交通安全対策特別交付金	179,165		
	5 娯楽施設利用税	288,297		5 分担金及び負担金	4,488,188		
	6 料理飲食等消費税	3,073,528			1 分担金	1,377,695	
	7 自動車税	4,366,753		2 負担金	3,110,493		
	8 敏 区 税	4,748		6 使用料及び手数料	3,348,494		
	9 狩猟者登録税	22,789			1 使用料	2,582,432	
	10 自動車取得税	1,643,707			2 手数料	766,062	
	2 地方譲与税	11 軽油引取税		2,908,830	7 国庫支出金	72,054,070	
		12 入 猟 税		17,746		1 国庫負担金	21,441,657
		1 地方道路譲与税		1,808,561		2 国庫補助金	49,979,304
		2 石油ガス譲与税		173,071	3 委託金	633,109	
3 航空機燃料譲与税		1,986	8 財産収入	1,665,421			
1 地方交付税		75,771,980		1 財産運用収入	1,218,509		
3 地方交付税	1 地方交付税	75,771,980	2 財産売却収入	446,912			
			9 寄附金	88,544			

歳 入		合 計	238,835,000
10 繰 入 金	1 寄 附 金		88,544
			2,385,760
	1 特 別 会 計 繰 入 金		465,760
	2 基 金 繰 入 金		1,920,000
11 繰 越 金			100,000
	1 繰 越 金		100,000
12 諸 収 入			25,646,243
	1 延滞金、加算金及び過料		92,012
	2 県 預 金 利 子		118,893
	3 公営企業貸付金元利収入		2,298,358
	4 貸付金元利収入		20,409,880
	5 受託事業業収入		585,273
	6 収益事業業収入		442,000
	7 雑 入		1,709,827
13 債 債			14,709,000
	1 債 債		14,709,000
歳 出			
1 議 会 費	1 議 会 費		689,749
2 総 務 費	1 議 会 費		689,749
	2 議 会 費		11,020,088
	1 總 務 管 理 費		7,822,041
	2 企 業 費		499,835
	3 徴 税 費		1,418,888
	4 市 町 村 振 興 費		683,844
	5 選 挙 費		58,190
	6 防 災 費		97,364
	7 統 計 調 査 費		252,160
	8 人 事 委 員 会 費		90,762
	9 監 査 委 員 会 費		97,004
3 民 生 費			18,183,069

4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	2,554,026
	2 環 境 衛 生 費	511,882
	3 保 健 所 費	1,234,771
	4 医 薬 費	4,369,152
5 勞 働 費	1 勞 政 費	287,884
	2 職 業 訓 練 費	547,377
	3 失 業 対 策 費	226,421
	4 勞 働 委 員 会 費	88,681
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	12,280,960
		42,467,817
7 商 工 費	1 商 業 費	12,561,146
	2 工 業 費	8,171,047
	3 観 光 費	53,590
		20,785,783
	5 水 産 業 費	3,881,615
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	293,155
	2 道 路 橋 り よ う 費	22,779,189
	3 河 川 海 岸 費	14,646,701
	4 港 湾 費	6,374,405
	5 都 市 計 画 費	8,916,213
	6 住 宅 費	2,448,140
9 警 察 費		9,764,458
1 社 会 福 祉 費	2 児 童 福 祉 費	4,432,576
	3 生 活 保 護 費	2,620,576
	4 災 害 救 助 費	11,787
		8,669,831
2 畜 産 業 費		1,922,784
	3 農 地 費	16,703,331
4 林 業 費		7,679,127
		55,457,803

10 教 育 費	1 警 察 管 理 費	8,353,164
	2 警 察 活 動 費	1,411,294
	46,633,939	
	1 教 育 総 務 費	3,193,007
	2 小 学 校 費	17,745,317
	3 中 学 校 費	9,281,427
	4 高 等 学 校 費	12,163,745
	5 特 殊 学 校 費	2,275,425
	6 社 会 教 育 費	1,325,193
	7 保 健 体 育 費	649,825
11 災 害 復 旧 費	2,496,559	
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	422,845
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,073,714
12 公 債 費	20,039,446	
	1 公 債 費	20,039,446
13 諸 支 出 金	1,376,145	

14 予 備 費	1 公 営 企 業 支 出 金	174,398
	2 娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	108,682
	3 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,093,065
歳 出 合 計		233,835,000

第2表 債務負担行為
新 規

事 項	期 間	限 度 額
地方職員保養所賃貸借料	昭和57年度から昭和72年度まで	千円 当該物件を取得するために要した資金の並 元利償還金に相当する金額49,408千円並 びに同物件にかかる公租公課及び火災保 険料に相当する金額の合計額
地方職員保養所従業員宿舎賃貸借料	昭和57年度から昭和73年度まで	千円 当該物件を取得するために要した資金の並 元利償還金に相当する金額149,870千円並 びに同物件にかかる公租公課、火災保 険料に相当する金額の合計額
鳥取県土地開発公社の借入金に対する債務保証	昭和57年度から昭和61年度まで	千円 鳥取県土地開発公社が昭和57年度に国庫 庫の借入金に供する土地の先行取得をする ために金種機園借入金にかかる利子相当額と の合計額

保母修学資金貸付金	昭和57年度から昭和58年度まで	9,360
看護学生等修学資金貸付金	昭和57年度から昭和60年度まで	16,608
中小企業設備貸与事業に関する損失補償	昭和57年度から昭和69年度まで	財団法人鳥取県中小企業振興公社が中小企業近代化資金等助成法(昭和61年法律第115号)に基ついて、中小企業者に貸与するための設備総額280,000千円の45パーセントに相当する金額を限度とし回収不能により生じた損失金額
農村青年経営安定資金利子補給	昭和57年度から昭和66年度まで	昭和57年度から昭和59年度の融資総額に、各年度(農業者等)が融資を受ける金額のうち、昭和59年度から昭和60年度までの約定返済金に相当する融資残高の4/100に相当する金額
野菜価格安定対策事業補助	昭和57年度から昭和58年度まで	118,167
移住者営農資金利子補給	昭和57年度から昭和67年度まで	融資総額8,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2.5/100に相当する金額
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	昭和57年度から昭和67年度まで	昭和57年度から昭和67年度までの損失補償金に、昭和57年度から昭和67年度までの損失の属する日より損失の属する日まで
乾しいたげ価格安定対策事業補助	昭和57年度	37,224
漁業用燃油対策特別資金利子補給	昭和57年度から昭和60年度まで	融資総額700,000千円を限度とし、各年度の融資残高の6/100に相当する金額
漁業近代化資金利子補給	昭和57年度から昭和72年度まで	融資総額900,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額
野菜流通安定対策事業補助	昭和57年度から昭和58年度まで	41,967
農業近代化資金利子補給	昭和57年度から昭和72年度まで	融資総額7,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の5/100に相当する金額
農業近代化推進資金利子補給	昭和57年度から昭和68年度まで	融資総額1,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の1/3に相当する金額
果樹災害対策利子補給	昭和57年度から昭和58年度まで	昭和57年度における果樹災害について、鳥取県果樹農業協同組合連合会及び鳥取県内で行なつた利子補給額の1/3に相当する金額
水田高度利用促進対策事業補助	昭和57年度から昭和58年度まで	142,500
漁業経営維持安定資金利子補給	昭和57年度から昭和65年度まで	融資総額200,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額
漁業経営安定資金利子補給	昭和57年度から昭和59年度まで	融資総額500,000千円を限度とし、各年度の融資残高の3/100に相当する金額
一般県道彦名境港線道路改良事業用地購入費	昭和57年度から昭和61年度まで	121,210
一般国道181号橋りょう架換工事(安藤寺橋)のうち上部工工事	昭和57年度から昭和58年度まで	150,000
一般国道431号道路改良事業用地購入費	昭和57年度から昭和61年度まで	177,179
一般県道鳥取砂丘線道路改良事業用地購入費	昭和57年度から昭和61年度まで	109,644
鳥取都市計画道路飛行場布勢線用地購入費	昭和57年度から昭和61年度まで	234,030

公営住宅建設事業費	782,000	同	上	同上	同	上
交通指導取結費	98,000	同	上	同上	同	上
高等学校施設設備整備費	210,000	同	上	同上	同	上
文化財保護費	44,000	同	上	同上	同	上
治山施設災害復旧費	1,000	同	上	同上	同	上
漁港施設災害復旧費	60,000	同	上	同上	同	上
建設災害復旧費	596,000	同	上	同上	同	上
港湾災害復旧費	27,000	同	上	同上	同	上
直轄河川事業費	147,000	同	上	同上	同	上
直轄海岸保全事業費	23,000	同	上	同上	同	上
直轄砂防事業費	62,000	同	上	同上	同	上

直轄港湾事業費	68,000	同	上	同上	同	上
直轄災害復旧費	42,000	同	上	同上	同	上
計	14,709,000					

昭和57年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和57年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 512,989千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 事業収入		千円 512,687
	1 用品調達事業収入	230,989
	2 自動車管理事業収入	14,486
3 集中管理事業収入		267,212

2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	300
		300
3 繰 越 金	1 繰 越 金	2
		2
歳 入	合 計	512,989

歳 出

1 事 業 費	1 用 品 調 達 事 業 費	225,929
		14,787
		266,912
		5,361
		5,361
2 諸 支 出 金	1 繰 出 金	5,361
		512,989
歳 出	合 計	512,989

昭和57年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和57年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,873,843千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	2,815,895
		2,815,895
2 繰 越 金	1 繰 越 金	57,948
		57,948
歳 入	合 計	2,873,843

歳 出

1 一 般 会 計 繰 出 金		2,807,465
-----------------	--	-----------

2 諸 支 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,807,465
	1 債 還 金	1
3 予 備 費	1 予 備 費	66,377
	出 合 計	2,873,843

昭和57年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和57年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,089千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第280条第1項の規定により起すことができる地方

債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		歳 出	
款	項	金 額	金 額
1 国 庫 支 出 金	1 国 庫 貸 付 金	24,566	千円 24,566
	1 一 般 会 計 繰 入 金	12,940	12,940
2 繰 入 金	1 繰 越 金	2	2
	1 繰 越 金	2	2
3 繰 越 金	1 繰 越 金	2	2
	1 繰 越 金	2	2
4 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	59,929	59,929
	2 雑 収 入	652	652
出 合 計		98,089	98,089

款	項	金額
1 母子福祉資金貸付事業費		千円 98,089
	1 母子福祉資金貸付事業費	98,089
歳 出	合 計	98,089

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金貸付金	昭和57年度から昭和61年度まで	千円 72,840

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 24,566	政府の定める方法による。	無利率 %	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。
計	24,566			

昭和57年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和57年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,824千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 越 金		千円 17,828
	1 繰 越 金	17,828
2 諸 収 入		48,996
	1 貸付金元利収入	48,956
	2 雑 入	40
歳 入	合 計	66,824

歳 出

款	項	金額
1 寡婦福祉資金貸付事業費		千円 66,824
	1 寡婦福祉資金貸付事業費	66,824
歳 出	合 計	66,824

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
修学資金貸付金	昭和57年度から昭和60年度まで		千円 7,488

昭和57年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和57年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,893,348千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 47,139
	1 国庫補助金	47,139
2 繰 入 金		1,745,940
	1 一般会計繰入金	1,745,940
3 繰 越 金		5,186
	1 繰越金	5,186
4 諸 収 入		1,972,473
	1 県預金利子	1,722
	2 貸付金元利収入	1,970,751
5 県 債		3,122,610
	1 県債	3,122,610
歳 入	合 計	6,893,348

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付事業費		千円 6,893,348
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	6,893,348
歳 出	合 計	6,893,348

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 3,122,610	中小企業振興事業団の定める方法による。	4.3%以内	中小企業振興事業団の定める方法による。
計	3,122,610			

昭和57年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和57年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 617,673千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		歳 出	
款	項	金 額	金 額
1 繰 入 金		千円 17,460	
	1 一般会計繰入金	17,460	
	2 繰 越 金		183,664
3 諸 収 入			千円 416,549
	1 貸付金元利収入	416,547	
	2 県預金利息		1
	3 雑 入		1
歳 入	合 計	617,673	

款	項	金 額
1 農業改良資金貸付事業費		千円 617,673

1	農業改良資金貸付事業費	617,673
歳 出	合 計	617,673

昭和57年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

昭和57年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 103,387千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円
		6,787
2 繰 入 金	1 国 庫 補 助 金	6,787
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,240
3 繰 越 金		125

4 諸 収 入	1 繰 越 金	125
	1 貸 付 金 元 利 収 入	92,235
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入	合 計	103,387

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付事業費		千円
		103,387
歳 出	1 林業改善資金貸付事業費	103,387
	合 計	103,387

昭和57年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和57年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 307,250千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫補助金	千円 3,078
	2 財産収入	22,024
3 繰入金	1 一般会計繰入金	164,233
	2 財産運用収入	2
4 繰越金	1 繰越金	1,000
	2 繰越金	1,000

5 諸 収 入

43,915

1 受託事業収入

80

2 雑 入

43,835

6 県 債

73,000

1 県 債

73,000

歳 入 合 計

307,250

歳 出

款

項

金額

1 県営林事業費

千円
270,679

1 職 員 費

98,240

2 造 林 事 業 費

7,827

3 保 育 事 業 費

136,594

4 地 分 事 業 費

5,090

5 公有林野分収造林事業費

100

6 管 理 事 業 費

22,828

2 公 債 費

36,571

歳 出 合 計	1 公 債 費	36,571
		307,250

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林事業費	73,000 千円	証書借入れ又は郵便借入の方法により、その全部を翌年度に起債するものとする。また、起債の償還は、起債年度の翌年度に起債するものとする。また、起債の償還は、起債年度の翌年度に起債するものとする。	10以内 %	年々償還する。その償還は、起債年度の翌年度に起債するものとする。また、起債の償還は、起債年度の翌年度に起債するものとする。
計	73,000			

昭和57年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和57年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 214,696千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金額	
			千円	円
2 財 産 収 入	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料	184,054	
		1 財 産 運 用 収 入	47	
2 財 産 売 払 収 入		3		
3 繰 越 金	1 繰 越 金		5,687	
4 諸 収 入	1 雑 入		24,905	
歳 入 合 計			214,696	

歳 出

款	項	金額
1 事業費	1 事業費	120,361 千円
	合計	120,361
2 公債費	1 公債費	94,385
	合計	94,385
歳出 合計		214,696

昭和57年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

昭和57年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,922千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		39,660 千円

歳 入	歳 出	金額
2 繰入金	1 国庫補助金	39,660
	1 一般会計繰入金	20,560
	合計	20,560
3 諸収入	1 貸付金元利収入	26,702
	2 県預金利子	26,700
	3 雑収入	1
歳入 合計		86,922

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	86,922 千円
	合計	86,922
歳出 合計		86,922

昭和57年度鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計予算

昭和57年度鳥取県の蒜山大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,690千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 諸 収 入	1 雑 入	千円
		10,690
	合 計	10,690

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費	1 公 債 費	千円
		10,690
合 計		10,690

昭和57年度鳥取県県営駐車場事業特別会計予算

昭和57年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,730千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 事 業 収 入	1 事 業 収 入	千円
		25,104
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,589
		7,589
3 繰 越 金	1 繰 越 金	2
		2
4 諸 収 入	1 雑 入	55
		55

歳 入	合 計	金 額
32,730		

歳 出	項 目	金 額
1 県営駐車場事業費		千円 32,730
	1 県営駐車場管理費	32,730
歳 出 合 計		32,730

昭和57年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

昭和57年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 149,250千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	項 目	金 額
1 財 産 収 入		千円 140,014

歳 入	合 計	金 額
149,250		

歳 出	項 目	金 額
2 繰 越 金		9,215
	1 繰 越 金	9,215
3 諸 収 入		21
	1 雑 収 入	21
歳 出 合 計		149,250

昭和57年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和57年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 309,686千円と定める。

歳 入	合 計	金 額
149,250		

歳 出	項 目	金 額
1 県立学校農業実習費		千円 149,250
	1 県立学校農業実習費	149,250
歳 出 合 計		149,250

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 第1表 歳入歳出予算

歳入	歳出																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 国庫支出金</td> <td></td> <td>千円 144</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 国庫委託金</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>2 財産収入</td> <td></td> <td>114,258</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 財産売却収入</td> <td>114,258</td> </tr> <tr> <td>3 繰入金</td> <td></td> <td>195,233</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 一般会計繰入金</td> <td>195,233</td> </tr> <tr> <td>4 諸収入</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 雑収入</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>歳入</td> <td>合計</td> <td>309,636</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	金額	1 国庫支出金		千円 144		1 国庫委託金	144	2 財産収入		114,258		1 財産売却収入	114,258	3 繰入金		195,233		1 一般会計繰入金	195,233	4 諸収入		1		1 雑収入	1	歳入	合計	309,636	<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県立学校水産実習船実習費</td> <td></td> <td>千円 309,636</td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td>合計</td> <td>309,636</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	金額	1 県立学校水産実習船実習費		千円 309,636	歳出	合計	309,636
款	項	金額																																						
1 国庫支出金		千円 144																																						
	1 国庫委託金	144																																						
2 財産収入		114,258																																						
	1 財産売却収入	114,258																																						
3 繰入金		195,233																																						
	1 一般会計繰入金	195,233																																						
4 諸収入		1																																						
	1 雑収入	1																																						
歳入	合計	309,636																																						
款	項	金額																																						
1 県立学校水産実習船実習費		千円 309,636																																						
歳出	合計	309,636																																						

歳入	歳出
1 県立学校水産実習船実習費	309,636
歳入	合計 309,636

昭和57年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算

昭和57年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,106千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 1,553
	1 負担金	1,553
2 繰入金		1,553
	1 一般会計繰入金	1,553
歳入	合計	3,106

款	項	金額
1 中海地区新産業都市建設協議会費		千円
		3,106
	1 中海地区新産業都市建設協議会費	3,106
歳出	合計	3,106

昭和57年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和57年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 112,008,000KWH
 - (2) 佐治発電所建設事業 工事費 2,957,966千円
 - (3) 袋川発電所調査費 500千円
 - (4) 若桜発電所調査費 5,000千円
- (収益的收入及び支出)
- 第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
- 第1款 電気事業収益 収入 807,832千円

第1項 営業収益 802,530千円

第2項 営業外収益 5,302千円

支 出

第1款 電気事業費 707,066千円

第1項 営業費用 616,036千円

第2項 営業外費用 91,030千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 178,159千円は当年度分損益勘定留保資金95,284千円及び繰越利益剰余金処分額82,875千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 2,957,704千円

第1項 企業債 2,514,000千円

第2項 固定資産売却代金 1千円

第3項 建設助成金 443,693千円

第4項 建設収入 10千円

支 出

第1款 資本的支出 3,135,863千円

第1項 建設改良費 2,968,266千円

第2項 企業債償還金 167,597千円

(継続費)

第5条 昭和55年度鳥取県営電気事業会計補正予算中第4条継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	4,293,976千円	55年度	56,000千円
				56年度	1,250,010千円
				57年度	2,957,966千円

(企業債)
 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気事業費に充当	2,514,000千円	証券借入れ又は郵便貯金の運用他より起債するものとする。また、事業又は県財政の都合により起債額を翌年起債すること及び償還する。	10以内%	5年後すなわち起債後20年以内で償還するものとし、その償還は、長年償還と短期償還とを併用し、また、償還期間を延長し、繰上償還を認むるものとする。

(一時借入金)
 第7条 一時借入金の限度額は、3,058,000千円と定める。
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経

費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 424,330千円
- (2) 交際費 420千円

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

昭和57年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和57年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間給水量 21,750,800立方メートル
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 工業用水道事業収益	317,810千円	第1款 工業用水道事業費	252,913千円
第1項 営業収益	288,706千円	第1項 営業費用	194,861千円
第2項 営業外収益	29,104千円	第2項 営業外費用	58,052千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 111,169千円は当年度分損益勘定留保資金42,257千円、過年度分繰越欠損金減少に伴う留保資金32,293千円及び当年度繰越欠損金減少に伴う留保資金36,619千円で補てんするものとする。)		収 入	支 出
第1款 資本的収入	127,343千円	第1款 資本的収入	127,343千円
第1項 企業債	110,000千円	第1項 企業債	110,000千円
第2項 出 資 金	17,343千円	第2項 出 資 金	17,343千円
第1款 資本的支出	238,512千円	第1款 資本的支出	238,512千円
第1項 建設改良費	123,662千円	第1項 建設改良費	123,662千円
第2項 企業債償還金	74,710千円	第2項 企業債償還金	74,710千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	40,000千円	第3項 他会計からの長期借入金償還金	40,000千円
第4項 投 資	140千円	第4項 投 資	140千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	110,000千円	証券発行の運用による借入れ及び、事業又は地方財政の全年度にわたる借入れによる借入を認めることとする。	10%以内	借入年度から5年後の10年間で償還するものとし、償還の順序は、先づ、借入の順序に反し、繰上償還を優先し、繰上償還が完了するまでは、繰上償還を繰上償還の順序に従って償還することとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、140,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 85,478千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営健全化のため、一般会計からこの会計へ補

助を受ける金額は、26,769千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち86,619千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 繰越欠損金

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和57年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和57年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積

(2) 境港外港昭和地区埋立地売却面積

(3) 境港外港竹内地区埋立事業 工事費

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 埋立事業収益

第1項 営業収益

第2項 営業外収益

1,019,823千円

1,017,556千円

2,267千円

支 出

第1款 埋立事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 356,255千円は当年度分損益勘定留保資金 251,440千円及び当年度利益剰余金処分額 104,815千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入

第1項 企業債

第2項 他会計からの長期借入金

第3項 建設収入

支 出

第1款 資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業費に充当	1,278,000 千円	証券借入れ又は 銀行借入金による 借入の方法とし、 償還は、借入 資金の運用による 収益等から償還 するものとする。 また、借入金の 一部を繰上りして 償還するものとし、 繰上り金に不足する 場合は、事業年度の 末までに繰上り金 の不足額を翌年度 に繰上りすること ができる。	10%以内	借入年度から3 年後までの期間 に償還するもの とする。その償還 は、借入金の用途 による収益等から 償還するものとし、 不足する場合は、 事業年度の末まで に繰上りすること ができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,096,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 95,974千円

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち 104,815千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和57年度鳥取県営観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 昭和57年度鳥取県営観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 皆生温泉公園利用人員 82,700人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 観光施設事業収益 120,874千円

第1項 営業収益 34,281千円

第2項 営業外収益 205千円

第3項 他会計からの借入金 86,388千円

支出

第1款 観光施設事業費 217,522千円

第1項 営業費用 69,959千円

第2項 営業外費用 61,175千円

第3項 他会計からの借入金償還金 86,388千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入)

入額が資本的支出額に対し不足する額42,700千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収	入	
第1款 資本的収入		42,700千円
第1項 他会計からの借入金		42,700千円
支	出	
第1款 資本的支出		85,400千円
第1項 企業債償還金		42,700千円
第2項 他会計からの借入金償還金		42,700千円
(一時借入金)		
第5条 一時借入金の限度額は、249,000千円と定める。		

昭和57年度鳥取県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和57年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	722床
(2) 年間入院患者数	232,140人
(3) 年間外来患者数	307,650人
(4) 一日平均入院患者数	636人
(5) 一日平均外来患者数	1,036人

(6) 主要な建設改良事業 医療機器備品 133,000千円
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		
収	入	
第1款 病院事業収益		6,645,084千円
第1項 医業収益		5,954,133千円
第2項 医業外収益		682,713千円
第3項 特別利益		8,238千円
支	出	
第1款 病院事業費用		6,976,787千円
第1項 医業費用		6,706,015千円
第2項 医業外費用		270,772千円
(資本的収入及び支出)		
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		
収	入	
第1款 資本的収入		2,453,078千円
第1項 出 資 金		393,298千円
第2項 他会計からの借入金		1,928,407千円
第3項 固定資産売却代金		373千円
第4項 企 業 債		124,000千円
第5項 補 助 金		7,000千円
支	出	
第1款 資本的支出		2,016,721千円
第1項 建設改良費		151,247千円

第2項 企業債償還金 491,204千円
 第3項 他会計からの借入金償還金 1,374,270千円
 (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	124,000千円	証券発行の方法及び郵り資金運用部、よりに起債入るものとしたし、事業又は限財政額を翌年度に繰り延べることができ	10以内%	5年以内、償還は借入年度から起すものとし、償還は借入年度中に起すものとする。また、償還は借入年度中に起すものとする。また、償還は借入年度中に起すものとする。また、償還は借入年度中に起すものとする。また、償還は借入年度中に起すものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,749,521千円

(2) 交際費 320千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 看護要員の確保に要する経費にあてるため 168,696千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,908,292千円と定める。